

これからの高等学校教育のあり方研究会 設置要綱

(目的)

第1条 秋季入学については、国民的な議論を行いながら、グローバル社会に対応した教育の変革を進めるために、実践的な英語教育、単位互換の推進、奨学金の充実などとあわせて検討を行う必要がある。全国知事会として、公立高等学校等の設置者の立場から、大学における秋季入学拡大や政府における秋季入学制度の導入検討を視野に入れ、高等学校教育のあり方を研究するため、全国知事会文教環境常任委員会（以下「委員会」という。）に、「これからの高等学校教育のあり方研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(構成等)

第2条 研究会の委員は別紙に掲げる学識経験者及び関係知事をもって構成する。

- 2 研究会に座長を置き、委員の中から互選する。座長は会議を主宰する。
- 3 座長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 関係知事以外の知事は、オブザーバーとして研究会に出席し発言することができる。
- 5 研究会の委員に対する報酬及び旅費については、「講師等に対する報酬等に関する取扱方針」の定めるところにより支払う。ただし、知事はこの限りではない。

(庶務)

第3条 研究会の庶務は、長野県及び全国知事会事務局において行う。

(会議の公開)

第4条 研究会の会議は公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

(別紙)

これからの高等学校教育のあり方研究会 委員名簿

〈学識経験者〉

氏 名	現 職 等
荒瀬 克己	関西国際大学学長補佐・基盤教育機構教授、 中央教育審議会委員
内堀 繁利	前長野県上田高等学校長、 中央教育審議会新しい時代の高等学校教育の在り方WG 委員
遠藤 洋路	熊本市教育委員会教育長
鈴木 寛	東京大学公共政策大学院教授、 慶應義塾大学政策・メディア研究科兼総合政策学部教授
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授

〈関係知事〉

氏 名	現 職
阿部 守一	長野県知事 (文教環境常任委員会委員長)
伊原木 隆太	岡山県知事 (文教環境常任委員会副委員長)
河野 俊嗣	宮崎県知事 (文教環境常任委員会副委員長)
鈴木 英敬	三重県知事 (地方創生対策本部本部長)
三日月 大造	滋賀県知事 (次世代育成支援対策PTリーダ一)
村井 嘉浩	宮城県知事 (総合戦略・政権評価特別委員会委員長)

(敬称略・50音順)